

# 生涯を見通す ～社会の変化と私の未来～

キーワード 2022 18

## 1. 社会の変化（成年年齢引き下げ）

▶18歳成年でできること・できないことは？

できる	できない
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆結婚 女性16歳→男女とも18歳に</li> <li>◆10年間有効パスポートの取得</li> <li>◆国家資格の取得</li> <li>◆性同一性障害の人が性別の取り扱い変更審判を受けられる</li> <li>◆契約ができる               <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話の契約</li> <li>ローンを組む（借金）</li> <li>クレジットカードをつくる</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆飲酒</li> <li>◆喫煙</li> <li>◆競馬・競輪・競艇・オートレース</li> <li>◆養子を迎える</li> <li>◆大型・中型自動車運転免許の取得</li> </ul> <p>※引用 政府広報オンライン「18歳から大人に、成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと」</p>

## 2. “契約”とは ▶クイズに挑戦してみよう！

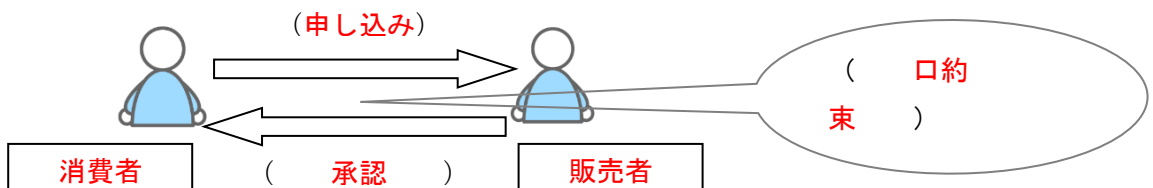
Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ① 商品を受け取ったとき。
- ② 代金を払ったとき。
- ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

- ① 解約できない。
- ② レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③ 商品を開封していなければ解約できる。

【ヒント】 **契約** : 法律で保護された約束事。当事者の合意によって成立する。



Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- ① 取り消すことはできない。
- ② 未成年者取消しができる。
- ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。

【解説】

**契約自由の原則** : 契約は「自由」にもとづく行為である。

- ① 契約するかしないかを選択する自由    ② 契約の相手方を選択する自由
- ③ 契約内容の自由                      ④ 契約の様式の自由

◆未成年者取り消しは「未成年」だからこそ。自分が欲しいものを自分で選んで買った場合、

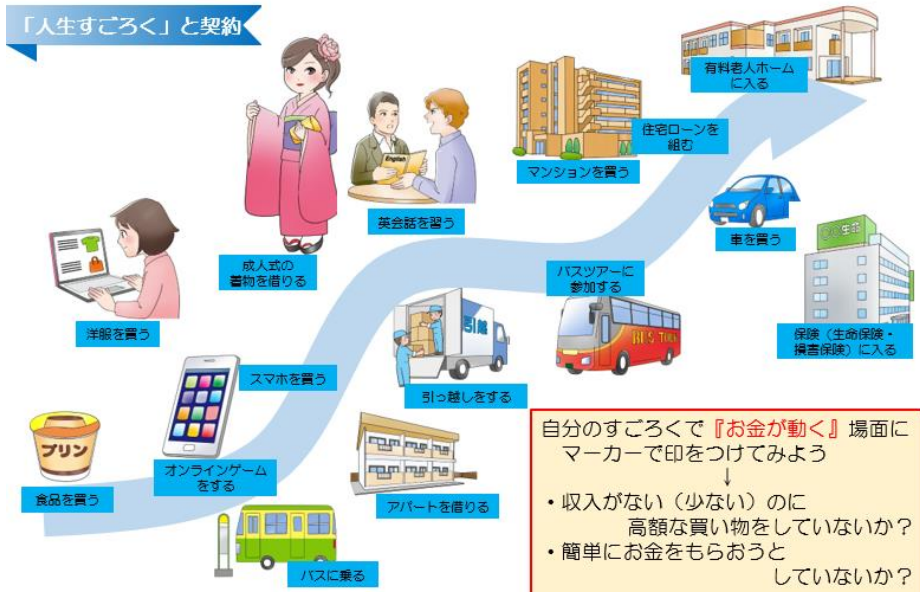
消費者だからといって無条件・一方的に保護されるものではない。

### 3. 人生すごろくを見直す

▶ 「 **お金** 」 が動く = 契約している ( ① **物** ② **サービス** )

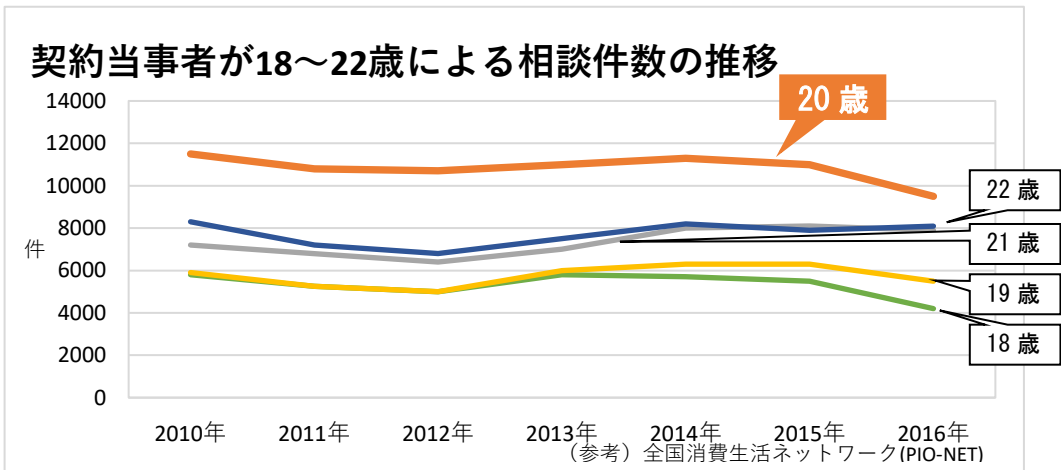
これから先、あなたの人生とお金のつながりは…?

自分が思い描いた“お金の動き”を振り返ってみよう。



#### ※「社会への扉」3頁

▶2022年4月以降、より責任の重い18&19歳になる



【解説】なぜ20歳の相談件数が増えるのか

・( **成年直後** ) の若者を狙う悪質な事業者とのトラブルが多数発生。

◆18・19歳も成年として被害者になる可能性&加害者になる可能性が増加する。

→消費者としての心構え・( **リスクマネジメント** ) を

# 生涯を見通す ～社会の変化と私の未来～

キーワード 2022 18

## 1. 社会の変化（成年年齢引き下げ）

▶18歳成年でできること・できないことは？

できる	できない

## 2. “契約”とは ▶クイズに挑戦してみよう！

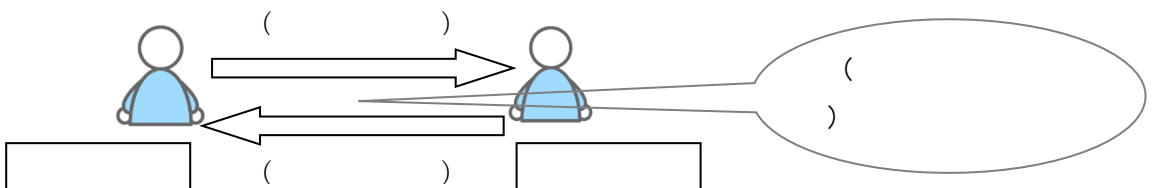
Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ？

- ① 商品を受け取ったとき。
- ② 代金を払ったとき。
- ③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

- ① 解約できない。
- ② レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③ 商品を開封していなければ解約できる。

【ヒント】  : 法律で保護された約束事。当事者の合意によって成立する。



Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。  
この契約は取り消せる？

- ① 取り消すことはできない。
- ② 未成年者取消しができる。
- ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。

【解説】

: 契約は「自由」にもとづく行為である。

- ① 契約するかしないかを選択する自由
- ② 契約の相手方を選択する自由
- ③ 契約内容の自由
- ④ 契約の様式の自由

◆未成年者取り消しは「未成年」だからこそ。自分が欲しいものを自分で選んで買った場合、

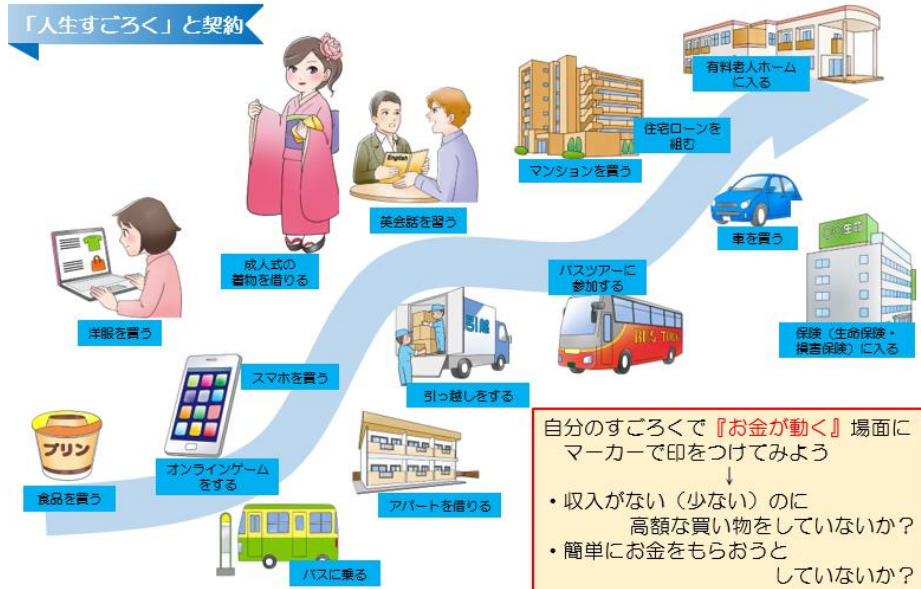
消費者だからといって無条件・一方的に保護されるものではない。

### 3. 人生すごろくを見直す

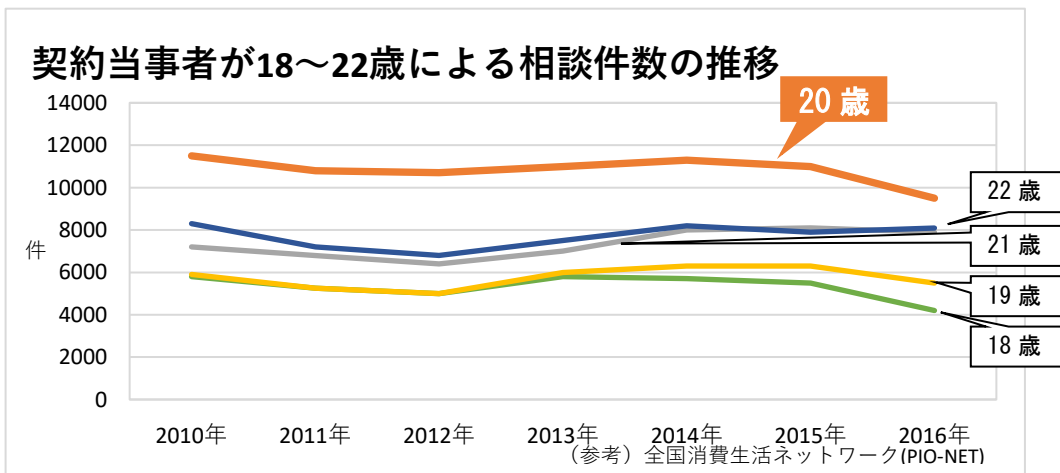
▶ 「」が動く＝契約している (①  ② )

これから先、あなたの人生とお金のつながりは…？

自分が思い描いた“お金の動き”を振り返ってみよう。



### ▶2022年4月以降、より責任の重い18&19歳になる



【解説】なぜ20歳の相談件数が多くなるのか

・( )の若者を狙う悪質な事業者とのトラブルが多数発生。

◆18・19歳も成年として被害者になる可能性&加害者になる可能性が増加する。

→消費者としての心構え・( )を  
1年 組 番 名前